戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります

令和７年５月に改正戸籍法が施行されたことにより、行政のデジタル化推進のための基盤整備や、本人確認資料としての利用などに役立つことが期待されます。

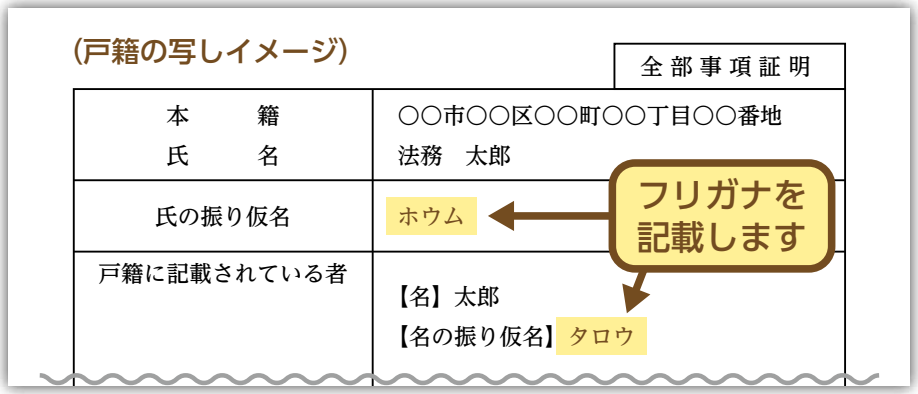

～流れ～

通知（ハガキ）が届きます

本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが郵送で通知されます。（６月中旬～８月下旬）

通知が届いたら誤りがないか必ず内容を確認してください。

フリガナが正しい場合

届け出は不要です。

届け出をしなくても令和８年５月26日㈫以降に通知のとおり戸籍に記載されます。

フリガナが誤っていた場合

届け出が必要です。

オンライン（マイナポータル）や郵送、窓口で届け出ができます。

※届け出に手数料はかかりません。また、届け出をしなくても罰則はありません。
※詳細は法務省ホームページをご覧ください。

▲詳細

詐欺にご注意ください

フリガナを記載するにあたって、法務省や市町村が金銭を支払うよう要求することはありません。

不審に思ったら…

- 警察署または警察相談専用電話＃9110
- 消費者ホットライン188

☎住民窓口課　989-5509